

事業評価シート

担当課・室長：化学物質審査室長

事業名	化学物質の審査・規制等
上位施策名	化学物質対策
1 事業の概要	<p>化学物質審査規制法は、PCB等の有害な化学物質の製造・使用の規制等を目的として昭和48年に制定された法律で、その後幾度かの改正を経て、平成13年から環境省、厚生労働省及び経済産業省の3省が共同で所管している。</p> <p>本事業は、 同法に基づく新規化学物質の審査及び既存化学物質の点検 それらの結果を踏まえた化学物質の規制 より効果的かつ合理的な化学物質の審査・規制制度への改善に向けた検討を行うものである。</p>
2 進捗状況	<p>-1 新規化学物質の審査 毎年、約300物質の新規化学物質の審査及び9000物質以上の少量新規化学物質の確認を実施している。</p> <p>-2 既存化学物質の点検 約2万物質の既存化学物質については、法附則4条に基づき国が点検することとされているが、これまでは経済産業省が試験を行う分解性・蓄積性については約1,000物質程度、厚生労働省が試験を行う毒性については約140物質程度について試験が実施されている。</p> <p>化学物質の規制 新規化学物質の審査や既存化学物質の点検等を踏まえ、過去5年間（平成8年度以降）第一種特定化学物質に2物質を、指定化学物質に263物質を追加している。</p> <p>現行の審査・規制体系の見直し検討 平成13年度から、化学物質の審査・規制体系の見直しのための予備的調査を行っているところ。</p>
3 評価	<p>-1 新規化学物質の審査 法に基づく化学物質製造・輸入事業者からの届出に応じて、厚生労働省、経済産業省と連携しつつ実施しており、人の健康を損なうおそれのある化学物質について適切に審査・判定等を行っている。</p> <p>-2 既存化学物質の点検 既存化学物質の点検は、総じて進捗が遅れており、本年1月から環境省も点検の主体に加わったことから、厚生労働省、経済産業省と協力して点検の実施を加速化する必要がある。</p> <p>化学物質の規制 人の健康を損なうおそれのある化学物質による環境汚染を防止するため、着実に実施している。</p> <p>現行の審査・規制体系の見直し検討 現行の化学物質審査規制法は、人の健康保護の見地から化学物質の審査・規制を行うにとどまっておらず生態系保全の観点がないこと、届出・審査制度について国際的な調和を図る必要があることなどから、その審査・規制体系の見直しに向けた検討を進めていく必要がある。</p>
4 予算事項名	・化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律施行経費
5 対応副施策等	